

政令第 号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号

）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行

期日は、平成十六年十一月一日とする。

理由

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。